

第四十三回 参議院通信委員会會議録 第二十九号

昭和三十八年六月二十五日(火曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動
六月二十一日
補欠選任
鬼木勝利君 白木義一郎君

出席者は左の通り。

委員長 光村 甚助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

植竹 春彦君
黒川 武雄君
郡 祐一君
白井 勇君
新谷寅三郎君
最上 英子君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君
白木義一郎君
赤松 常子君
須藤 五郎君

国務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

政府委員

郵政事務次官 保岡 武久君
電気通信監理官 浅野 賢澄君
電気通信監理官 岩元 巖君

事務局側

常任委員 倉沢 岩雄君
会専門員
説明員
日本電信電話 大橋 八郎君
日本電信電話 平山 温君
日本電信電話 千代 健君
日本電信電話 宮崎 政義君
日本電信電話 官崎 政義君

本日の会議に付した案件
○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。
委員長及び理事打合せの申し合わせ事項を御報告申し上げます。

まず、前回の委員会において、委員長及び理事に御一任いただいた有線放送関係法案の参考人の人選について委員長、理事協議の結果、元通信省電務局長進藤誠一君、全国有線放送電話協会関東連合支部理事並木秀雄君の二人に出席をお願いすることといたしました。

本日の委員会は、前回に引き続き、有線放送関係法案の質疑を行ないます。次回は、二十七日本曜日午前十時に開会し、有線放送関係法案について、午前中参考人の意見聴取及び質疑を行ない、午後は、政府及び電電公社に対する質疑を行なうことなどの申し合わせがありましたので、御報告申し

上げます。

これより議事に入ります。
初めに、委員の異動について御報告します。

六月二十日、谷村貞治君が委員を辞任せられまして、その補欠に黒川武雄君が選任されました。また、同二十一日、鬼木勝利君が委員を辞任せられまして、その補欠に白木義一郎君が選任せられました。

○委員長(光村甚助君) 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行ないます。

○新谷寅三郎君 前回に要求をいたしました資料が提出せられたので、これに關して補足的に二、三質問をいたしたいと思ひます。

有線放送の許可の基準についての問題ですが、提出せられた資料によりますと、大体私が当初申し上げたように、今日、有線放送を通信施設の一環として考へて、これを農山漁村のために活用しようという、そういう方針に沿って考へますと、千分の十七という数字は、一応の従来守られてきた基準ではあるにいたしましたが、その後、農山漁村における電話の発達等の状況もありましますし、実態としては、この基準で、非常にこれを厳格に、しゃくし定本に解釈していった場合に不便を生ずる部分がある、そういったものは

適当にこれをこの際に救済をするような措置を考へたほうがいいだろうというところを初めに申し上げたのですけれども、この資料を見ますと、大体その範囲のもののように私は考へるのであります。したがって、こういう例外的なものにつきましては、ここに資料として一、二、三、四、五、六と出ておるこの個々の問題は、一々検討するひまがありませんが、こういう趣旨の、いわば原則に対する例外的なものについては、これをむしろある程度考へて、有線放送の施設を活用させる、運用の幅を持たせたいということについては、別に私も異存はないのであります。ところが、監理官の答弁によりますと、いかにも現在の千分の十七というのは不合理である、もっと合理的な基準があるような答弁があったものであります。資料を要求してみたのですが、その資料のような程度の考へであれば、その程度において運用の幅を持つことについては私も異存はないのでありますから、あえてこれ以上追及しようとは思ひませんが、大臣は、こういう点について、私がこの前の委員会に申し上げたように、せつなく長い間かかって組み立てられた有線放送、その基準として一つの数字が出ておって、それが中心になって、今日の有線放送の体制といえますか、できているわけでありましますから、よほどの理由がない限りは、私は、これを根本的に全部やり直すというようなことは、むしろ混乱させるものになるので、そういったことは

は避けたほうがいい、しかし、運用上、こういう幅を持った、有線放送をよりよく活用するというような例外的措置については、実情に応じて適当に考へられることは、これはもちろんのことだと思ふのであります。大臣も、そういう方針でこの基準の問題と取り組んでいかれるというふうに了解してよろしくございませうか。

○国務大臣(小沢久太郎君) この基準の問題につきましては、この前の会におきましても、われわれといたしましてはいろいろとこまかく御説明申し上げたとおりでございます。

それから、ここにはこれだけでございませうけれども、そのほかいろいろ検討すべき点もありますので、なおこの点について検討して参りたいと思ひます。

○新谷寅三郎君 このほかはまだ検討することがあるとおっしゃるのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) あるかないかわかりませんが、いろいろ検討していきたいと思つております。

○新谷寅三郎君 今、私は法律案の審議をしているのです。審議をするについて必要な資料を要求したので、今のお答えは、一応資料は出ましたが、このほか何か検討すべき事柄があるかないかわからぬけれども何か検討するとおっしゃるのですが、どういふ点を検討されるか明らかにされないで、検討にまかせますと、白紙でもって大臣におまかせしますと言うわけには私はいかないと思うのですが、どうです

か。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれは、今考えられております点は、大体このくらいの点ではないかと思ひますけれども、しかし、現実に基準というものは一応定められましたが、その後のいろいろな実情に合うように検討していききたい、そういうふうにする次第でございます。

○新谷實三郎君 大臣にもう一ぺん聞きますが、私は、ここに書いてある事柄が、この前に私が聞きまして、現在の基準が非常に不合理だからこれを合理的に改めるのだという御答弁があったので、それではどういふ点が合理的なのか、それをお示し願ひたいという資料の要求をしたのです。それに対してこういう資料が出されたのです。その点は大臣も知っておられると思うのです。そういたしますと、郵政省として考えておられる現在の基準が不合理だと思われる点はこれに要約されていっているように考えざるを得ないのです。これ以外にもいろいろなのがあるかもしれないという事です。

だから、今お話のようにまだあるかもしれないという事です。かりに、ここに書かれたことが現在郵政省として考えられているすべてだという前提に立つて考えますと、私が当初申し上げたように、これは基準ですね。基準を原則的に変えなければできないという問題ではなくて、この基準を適用していった場合に、実際に農山漁村の電話の状態がだんだんに発展し、進化していくものでありますから、初めの基準ではまかない切れなような部分が出てきます。それ

ならば、有線放送を今ここで取り消すかという問題になると、これは非常に困るだろう。実情にむしろ沿わないで、やはり有線放送というものは活用したほうがよいということになるでしょう。また、それ以外にも、例外的に、たとえば官公署の間をどうして結んでもらいたいか、いろいろな要望が出ておられることも私は知っております。今度の措置によりまして、有放相互間の共同設備でありますとか、あるいは合体というようにことが考えられておるのでありますから、そういうことによつて、この基準を越える場合が出てくるだろう、そういう例外的な場合には、この法律の解釈、適用をもっといふゆる緩和をして、幅を持った運用をされることは差しつかえないというふうにも私も考えておるんですが、一体どこをポイントをどういふふうに検討されるのか。今私の言ったような趣旨と違つた検討をされるのですか。主管大臣からもう一ぺん御答弁を願ひたい。

○国務大臣(小沢久太郎君) まあ、今われわれが考えられます不合理という点はここに書いてあるぐらいのものではないかと、今のわれわれはそういう考えでございますけれども、まあそういう点もありますので、今後慎重に基準については検討していきたい、そういうふうに考えておる次第であります。

○新谷實三郎君 何べん聞いても同じですから、この程度にしますかね。最後に私は申し上げておきます。いやしくも、私は、法律案を提案されたところが、主管庁が、何か現在のやつておることを変えようという場合

には、それだけの理由をはつきりと持つていなければならぬと思うんです。今考えているところはこのくらい程度だけれども、まだもっと、考えてみて何か出てくるかもしれないというやうなことで、非常に法律案を提出する場合の準備が不十分だということをお自分で言っておられるのと同じだと思ふんです。非常に私は不満ではありますけれども、押し問答しておつてもしょうがありませんから、私の意見だけをおし上げておきます。

私は、せっかく長い間作り上げられた有線放送を中心にしての一つの秩序というものができておるはずですから、非常に大きな理由があれば、それを変へることも考えなければならぬ、しかし、特別にそういうような絶対的な理由がなければ、やはりそういう一つの秩序を維持しながら運用の幅を持たして、そうして法律を活用し、また有線放送の設置をして人たちの利便をより多くはかつていくというやうな運用をされることは、これはもとよりけつこうだと思ひます。しかし、それには限度がある。むしろ、その秩序を破壊するような方法で緩和をしていくということとは望ましくないというふうに考えておるのであります。主管大臣の郵政大臣が実際に措置をされる場合に、ただいま申し上げたやうな方針を基礎にして処理せられるやうに強く要望しておきます。

○永岡光治君 私は、このたまたま提案をしております法案につきまして、基本的な問題について二、三大臣の見をただしたいと思ひます。それは、郵政大臣として国内通信政策についての基本的な考え方でありまして、

今問題になっております放送電話を公社につなげて通信の利用に供するといふ、こういうことにはなりましてけれども、私の聞きたいのは、せつぱ詰まっても、やむにやまれぬ気持でぜひやつてもらいたいといふことで、おそらく要望が強いために許可することになったのだらうと思ふのであります。もし、電々公社の電話がもっとも普及して、もっとも安いのであつたならば、こういう必要もなかつたであらうと、私はまあそう考えるわけでありまして、その結果がどういふ事態になつたわけでありまして、お尋ねしたいのは、たとえば、これは住宅政策に例をとりますと、言うならば、不燃性の建物を、鉄筋コンクリートの建物であります。そういう住宅を全国的に建てるのが一番望ましいことであることは、これは間違いないのであります。しかし、予算があり、その他の関係がありまして、なかなか思うやうにはいかない。そうしますと、しからば家に入らないといふわけには参りませんので、木造にもなりまして、場合によつてはバラックにも入らなければならぬといふことになつたわけでありまして、言うならば、私は、この有放の問題も、まあバラック建てもやむを得ないからということになつたのじゃないかと想像するわけあります。郵政大臣として、国内通信政策のこの電話政策について、住宅政策でいくのか、木造、バラックといふものは全然考えないのか、その点についての基本的な考え方を私はまずた

○国務大臣(小沢久太郎君) 公社電話と有線放送電話に関するわれわれの基本的な考え方でございますが、それは、この前の委員会でもちよつと御説明申し上げましたけれども、農山漁村の電話の普及につきましては、電電公社はいろいろと努力をしております。おりまされども、まだまだ遺憾ながら満足できる状態には達していません。われわれは考える次第でございます。政府としては、電電公社をして、全国あまねく、一日も早くサービスができるやうに、長期計画を立てまして、農山漁村対策をいたしまして、今後一段と公社の電話の普及促進に努めるといふやうにしておるわけでござい

ます。しかしまた、有線放送電話は、放送と通信の両方ができる特別な施設でありまして、公社の電話の補充的役割を果たすと同時に、公社とは異なる効用を持っております。農山漁村の住民のために非常に役立っておりますので、その設備の改善等につきましては今後とも十分指導し、公社電話の普及と相俟つて、都市農村間の格差を是正していきたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○永岡光治君 私の質問が少し適切な表現でなかったために、私の望むところの答弁がいただけなかったものであります。基本政策として、住宅政策で言うならば、鉄筋コンクリートの住宅政策をとっていくのだと、こういう方針であるのか、それだけでやれないので木造の住宅も作らなければならぬし、バラックもやむを得ないと、こういう政策でいくのであるか、この点を明確にしてもらいたい、こういうわけでありまして、したがって、これはひ

とり、団地電話とか有放電話のみならず、もつと低廉な、基準にかなうものであれば、もつと別な方法の電話というものも作れないものであるかどうかということにもなるわけでありますから、そういう意味で、この通信政策をどう考えておられるのかと、こういうことを私は聞いておるわけです。

つまり、今たとえば、一級地といえ、十五万円の一万円ですかね、そういう今行なっているところの公社の電話の普及と、こういうほうを考へていのか、それとも、地域によっては、もう少し別な電話というものを考へていのかと、こういうことになるわけでありますが、そういう基本的な政策ですね。それを私はもつと突き詰めて聞きたかったです。

○国務大臣(小沢久太郎君) 農山漁村対策といましては、地団がございまして、あれども、われわれのほうは、あるいは設備が少し劣っておりまして、むしろ安いものも入れまして、そしてそういうものを普及させていくというふうなことも考へておるわけでございます。

○永岡光治君 そうすると、今の鉄筋コンクリートのアパートでなくて、住宅公団の考へておる木造のアパートも考へると、こういうふうには理解していいわけですね。そうしますと、もつと安い電話で、もつと技術の低いもので可能な限りのものをやっぱ普及していくのだと、こういう政策を持っておるといふ意味ですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) まあ、農山漁村に対しては、規格のいい電話を作れば一番いいわけでありまして、けれども、あまり遠くへ行かなくてもいい

というものもあるとすれば、あるいは規格が少し落ちましても、安い電話をひとつやりまして、十分農山漁村のほうにも電話を普及させていく、こういうふうにしておる次第であります。

○永岡光治君 それでは、別な角度から私はお伺いしたいのですが、この有放電話というものの対するあなたの方の心がまえですが、積極的にこれを育成強化していくという考へなのか、消極的に、やむを得ず認めていくという方針なのか、いずれですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、先ほども申し上げましたように、有線放送電話は、公社の電話が農山村地方に至るまで十分に普及するように、有線放送電話は、当然公社電話に移行するといふふうには考へるわけでありまして、有線放送電話は、先ほども申し上げましたように、放送と通話の両方のできるような特別な施設でございまして、今後とも、公社電話の普及と相俟って、都市農村間の地域格差を是正するというに役立つと考へまして、これにつきましても十分指導していくたい、そういうふうには考へておる次第であります。

○永岡光治君 そうすると、あれですか、端的に言っていたきたいのですが、前向きでこれに取り組んでいきますというのか、あまりこういうことは、望ましくないという考へなのか、どんだんやってもええ私たちのほうはつける考へだという積極的な考へなのか、どちらですか。ということは、これは通信政策の根本に触れてくることとす。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほども

われわれが申し上げましたように、公社の電話の普及というところで申し上げました。あるいは地団電話、あるいはそれより安い電話を普及させるということをお願いしたけれども、これをばりですぐできるわけのものではないと考へておるわけですが、有線放送電話というものは、一つの特別な使命を持っておる次第でございまして、この電電公社の補充的役割を果たすという意味もございまして、先ほども申し上げましたように、放送という特別な機能を保持しておりますので、並行的にやっていくのが一番いいのじゃないかと、こういうふうには考へておる次第であります。

○永岡光治君 どうも私の質問しておることが、ちよつとはつきりつかぬなにかと思つておりますが、その有放電話を積極的にあなたの方推奨するつもりでいるのか、これはあまり好ましくないのだという考へなのか、どちらであるかということをお願いいたします。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほども申し上げましたような補充的意味もあつて、当分は並行的にやるのが一番いいのじゃないか、こういうふうには考へております。

○永岡光治君 だいぶ押し問答みたいになりますから、あまり触れませんが、これは、心がまえ、郵政当局の基本的な政策によつて将来非常な影響を及ぼしてくるわけですね。そこで、今のお話によると、ゆくゆくは公社電話に統合していきたい、こういう政策だと、このように御答弁がありました。が、そう理解してよろしいですか。実は、これらの問題については、先回の

委員会におきましても、同僚の野上委員からいろいろと質問されたのでありますが、なお私はただしたい点がありますので、重複する点があるかもしれませんが、御答弁をいただきたい。

○政府委員(浅野賢澄君) そういう具体的な点で私から御答弁させていただきます。

大臣が申し上げました有線放送電話の公社電話に対する補充的な公社電話の進め方でございますが、当面、公社といたしましては、長期計画を樹立いたしまして、あまねく電話のサービスが出来ますように鋭意努力いたして、この次第であります。ただ、これも、資金の面その他によりまして早急に参りませんので、現在考へておりますのは、地団またはそれをさらに安くしたような便利のものをいろいろ考へまして、地方に早く及ぶように今後検討して参ることにいたしております。と申しましたも、これまた、ある程度、と申しますか、相当年数もかかるかと考へられます。その間、やはり農村漁村におきましては、生活の向上とともに通信手段が必要でございまして、したがって、そういう公社の電話が農村漁村まで及びますまでの補充的な立場にいたしまして、有線放送はやはり現在のようにいい設備で進んで参りますように政府としては期待いたしております。

将来は、有線放送のほうは、なかなか償却も不完全でございまして、また、何年か先、作りかえるような時期が参りますと、そういうった作りかえの必要というふうないろいろな点もございまして、その間に、公社の安い、いいのが出て参りますと、電話に關して

は自然に公社のほうに移り変わっていくでございましょう。こういう形で、今直ちに買取とかという形になりますと、非常にたいへんであります。自然の形で公衆通信系に一体化していく、その点が非常に望ましいという態度で先ほど来御説明いたしている次第であります。

○永岡光治君 今の答弁で、やや明確になつて参りましたが、問題は二つあるわけですね。一つは、もつと安い電話を普及させたい、こういう御答弁でありまして、私の理解するところでは、今の公社電話の技術を下げた安いという意味なのか、一段レベルの低い、そういう電話を考へているというのか、そうでなくて、農村の経済事情から考へて、公社の犠牲において安い電話をつけようというのを考へているのか、それはどちらなんです。それが一つ。

それからもう一つは統合の問題、ゆくゆくはどう考へているのかというところの質問に對しまして、やがては一般電話が普及して参れば、電話に關する限りは、自然的にそちらに移行していくだろう、そういう形の統合といひますか、統一といひましようか、それを考へているのか、それとも、積極的にそれらの問題を、設備を買収するとか、そういう点において統合を考へているのか、その点が明確でないもので、その二点についてお伺いしたい。

○政府委員(浅野賢澄君) 基準を低く、もつと安いという問題でございまして、基準を低規格の電話にすべきか、または、公社の現在の都会にありますが、一般の加入電話をそのまま地方に持つてくるというふうになると

思いますが、現在考えておりますのは、やはりこれは、市外回線または都市の電話になりますと、基礎に相当お金がかかるわけであります。そういう点等を考えまして、地方におきましては低規格の電話ということを考えております。と申しますのは、地方は、やはり地域社会として、そう遠くに電話をかけることもございません。地域社会として電話の通信の役目が果たされば、まあまあよいのではないかと。そういった線から、地方の実情に合ったように、安い電話を工夫をいたしまして、できる限り早くつけるように努力をしますと、こういったことで、ただいま公社当局におきまして鋭意検討中でございます。

それから、やがては公社が現在の有線放送電話をどういう形で一体化するか、こういった点でございますが、それを自然的にやっていくのか、積極的にやっていくのか。この点で、積極的にやっていくというようになりますと、直ちに買取とか、いろいろ問題が出て参りますが、有線放送自体が、それぞれみな自主的な立場でやっております。放送は、やはり発生過程として一番大事な点でございますし、それから地域社会に根をおろしたものでありまして、これを買取すると、うことになりまして、不便な所でもあり、またそれぞれみなで上がった過程でございますし、いずれもたいへんであります。買取ということは困難を伴いますし、また、それぞれ困ると思っております。まあ、何年か先、作りかえる場合に、公社のほうが確かに安くてよいということ、自然の形で、円満に公

社の電話を要望される、こういうふうになつていきたいと思います、かように期待しております次第でございます。

○永岡光治君 期待はわかるんですが、これも、現実の問題として、放送もできるし通話もできるというのは、これは非常に便利だと私は思うんですね。しかも、取りつけの値段というのは非常に安いわけですね。そうなりますと、それ以下のもの、もっともつと安いものでないかと、これは太刀打ちできないということになって、自然発生的に、もう放送電話をやめて公社の電話にしようという、こういうことにはしたくなるのかどうか。私の冒頭確かめたのは、そういうところに関連して聞いたわけですが、したがって、この関連は、積極的に有線電話をあなた方は進めようとしているのか、それとも消極的なのかというところにこれは触れてくるわけでありまして、これも、そういった点で、あなたのほうの計画では、これは公社のほうの答弁だったかと思うんですが、有線電話は順次まだふえるんだと、おそろく三百万、四百万くらいになるだろうというふうにとれるような答弁も、そういうふうに出るものであります。そういうことになりまして、はたして郵政当局の通信政策の期待しているようなことになるのかどうか。私は、この点について、何年計画とは言いません。野上委員も、何か年次計画があるなら示せというふうなことを言っておりますけれども、そういうふうなもの、何年までにこうなるということは言えないでありません。けれども、おそろく、あなた方が期待し

ておる自然吸収という場合におきましても、おおよその段階はあろうかと思うんですね。どういう段階があるのだというふうなことがおそろく頭の中にあつて、やはりこの計画が進められていくものと私は思うのであります。で、そういうものはあるのかないのか、なければやむを得ませんけれども、あれば、ひとつその所見を漏らし

てもらいたいと思つております。

○政府委員(浅野賢澄君) まあ、先ほど来申し上げました、公社が、低規格の電話を今後鋭意検討いたして参りますという点でございますが、これは、ただいまそういう考えのもとに工夫検討いたしておる段階でございます。当面はやはり考えられるのは、地域団体加入電話をやっていくことになるものと考へております。で、地団も、五年間、でようやく五万加入したばかりであります。これからは、農村対策として、相当、本年度以降、特に来年度以降これをふやしていく必要がある、かように考へております。その点につきましましては、私、来年度以降の状況——まあ第三次五カ年計画を要するわけには参りませんが、そのワケ内において地域団体加入電話を当面ふやしていくということが一つの進め方、その過程におきまして、さらにひとつよい安いものを工夫していく、こういうことになるのではないかと考へております。間違つておりましたら、あとで公社当局から修正していただこうと思つておりますが、そういうふうに現在考へておる次第であります。

も、郵政省、公社とともに努力いたしまして、そういう線でご今後考へたいとして参る、かように考へております。

○永岡光治君 私の質問はこれで一応やめますが、やはり通信政策は、これは郵政当局が立案すべきものと私は考へておるものであります。もちろん、公社当局も、いろいろな知識を参考に

してそれにはせざるならぬと思つておるわけですが、郵政当局が、国内通信政策について、たとえば今度私が触れたいろいろな問題について、やはり政策がないと、あとで継ぎはぎだらけの政策になつてもいいかかと私は思うのであります。そういう意味で、どうぞひとつ、早急に計画を立てて、この委員会に方針をお示しをいただきたいと思つております。この有放は、近く、近い将来三百万、四百万になる、こういう見通しはどなたも一致して見ようでありまして、そういう有放に、三次五カ年計画なり四次五カ年計画等もありましようが、それにマッチして、どういう電話政策なり、そういうものを立てようと思つておるのか。これは当然問題になると思つておる。そういう計画がなく、ただそれを度外視して、第三次計画、第四次計画といつても、それは私も了解しにくいところでありまして、早急の機会に、それらの問題を含めまして、ひとつ方針を明確にして文書でお示しをいただきたいと思つております。

官室との間でいろいろな連絡をとられると思つております。郵政省の監理官室の陣容、機構、その他からいきまして、現在の電電の持つております機構、組織等から勘案してみても、まあ、政策的なものの上から来て、あなたたちがそれに従つてこの通信関係の企業を、これを行なつていくということ、は、理屈的にはそうだと思いますけれども、実際にはそういうふうになつておらぬのじゃないかと思つておる。この郵政省の監理官室とあなたの方との関係は、どういうふうな日常連絡をとられているのか。また、監理官室の機構その他についても、たとえば、あなたの方々が、方向として通信政策のようものを示してもらいたいと思つておられるのかどうか、その点どう考へるか、まずお聞きしたいと思つておる。

○説明員(大橋八郎君) 私どもとしては、電気通信政策に關することはもちろん、監理官初め郵政当局の御指示のもとに私どもは立案する心がけで今日まで参つております。したがって、機会あるごとに、私どもの心づいたことは、むしろそのつど指示を仰いでおるわけでございます。郵政省のお氣づきになったことは私どもにお示しになつて今日までやつてきたつもりであります。しかし、現在の監理官制度がいかに悪いかというお尋ねのようなことになりまして、被監督者である私どもは、本日のところは、以上をもつて質問を終わりたいと思つております。

○横川正市君 大橋總裁にまずお伺いいたしますけれども、この電電公社の営をしていく立場から、郵政省の監理

○横川正市君 私は、なるほど正式の委員会では言えないかどうかわかりませ

んけれども、またまこの委員会であ
ろい聞いておきますと、監理官室と
あなたの方の間に、いささかやは
り意思の疎通とまではいかなくとも、
何が方針的に違つたものがあるように
受け取られる点が多々あるわけであ
ることに、郵政大臣、あるいは監理官の
答弁と、前回の平山理事の答弁を聞い
ておきますと、多分この問題でも、公
社の立場と、それから監理官室の立場
との間に違いがあるように私は受け
取つたわけでありまして、野上委員、
永岡委員と、続けてずっと聞いており
ますと、一貫した方針というものがあ
らされておらないということは、これは
機構の問題その他からいっても、公社
に相当大きなウェイトが現在にかつて
きておいて、監理官室としては、その
公社の大きな業務に対する、いわ
ゆる企業の責任体制といえますが、そ
れとマッチして監理官室が実際に動い
ておるようには受け取れない点が多々
あったものであります。今までの間に、全
然そういった点では支障なく郵政省の
監理官室とあなたの方との関係はス
ムーズにいっておられると、こういう
ふうに、私はとつてよろしうござい
ますか。

○説明員(大橋八郎君) 御承知のと
おり、現在の通信政策の現実の問題とし
て現われているのは、御承知の有線電
気通信法、無線電気通信法ですか、そ
れと公衆電気通信法並びに公社法、こ
の四つの基本法によつて今日の電気政
策は一応基礎ができて、それに基づい
て政策が立てられておると思うのであ
ります。私どもは、この四つの基本法

に基づいて、今日まで公社の許された
範囲内においての活動をやってきてお
るつもりでございます。今後の新しい
政策をどう改めるかというようなこと
は、これは、監督官庁である郵政省で
お考えになるでしよう。私どもは、む
ろん、自分の希望そのものについては
申し上げますが、これはただ希望を申
し上げるわけでありまして、政策その
ものの決定はすべて郵政省でやられる
と心得ておりますが、今日までのこと
ろは、そう特別のそごを来したことは
ないように私も考えております。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて
〔速記中止〕
○委員長(光村基助君) 速記を始め
て。

○横川正市君 これは、ここで具体的
に、こういう事実があるがどうかとい
うことでお聞きするのが建前ではない
かと思うのでありますが、抽象的な質
問で、お答えをいただけたらいいので
はないかと思ひますが、たとえば、今
支障を来たさなかつたということは、
大体企業の責任をとつておられる公社
として、こうありたいというようなこ
とを出したものは、監理官室として
は、ほとんどそれを消化して、あなた
たちの企業意欲を阻害させるような結
果はなかつた、こういうふううに受け
取つてよろしうございませうか。

○説明員(大橋八郎君) それは、今日
まで何年かの間、監督機関との関係
で、いろいろの事柄について指示も受
け、認可も得ているわけでありませ
うが、多くの事柄の中には、初め、私ど
もの考えが必ずしも全部御承認をいた
だいたとは考えません。相当認可をい
ただけなかつたものもあり、また修正

の上認可されたものもあります、しか
し、これは当然のことと考えているの
であります。それをもつて特に監督機
関との間に何らかの支障があるとは私
どもは考えておりません。

○横川正市君 これは、非常に私は危
惧とか心配で言つておられるわけじゃ
ないです。監理官室というものは、郵
政省の中に何人かの人で構成されてい
るわけですね。そこに大きな通信政策な
んというものを立てろと言つてみて
も、事実上無理ではないかというよう
に考えている潜在的なものが私の中に
あるわけなんです。片一方は、もうす
でに年間の予算からいきまして、も、国
鉄に次ぐ大企業でありますし、あなた
自身が、おそろくあなたを取り巻いて
おられる知恵袋をやはり動かして、電
気通信政策については相当一歩先んじ
た格好のものがあつてしかるべきだ。
それほど機構とかその他が、さうい
なつておられるのじゃないか。さうい
うというのじゃなく、さういふ違
いというやつを比較してみると、なか
なかそこに考え方が、あるいは実施
について、いささか、さういふ面
で、公社としての考え方と監理官室の
考え方との間に、いわば監督官庁とい
う格好で、あなたの方に押しつけら
れたり、あるいは実力者電電公社とし
て監理官室に対して苦情を言つたり、
さういふようなことがあるのではない
かというようなことが機構上から見て
億測ができるのですが、さういふこと
はないというところは、大体、考え方
の違いはないのだ、時間的に経過的に両
者の間では話が進んでいる、さうい
ふに理解してよろしうございませ
うか。

○説明員(大橋八郎君) 先ほども申し
上げましたように、たくさん許可、
認可事項があり、また政策上の問題が
あるのではありませんから、そのすべて
の場合に、全部百パーセントの場合でも
意見が初めから一致しているとは考えま
せんけれども、中には、意見の違つた
ものもあります。両者がいろいろ話
し合ううちに、自然適当な妥結に達
している。今日までそれがために非常
に困つたというようなことはございま
せん。

○横川正市君 そこで、まず御質問申
し上げたいと思うのであります。それ
も、電信電話法第三次五カ年計画の
六ページの方針の中に、一の第三次五
カ年計画から、四十二年度末の加入電
話総需要充足率九三・三％という方針
と、それから二の四十二年度末の即時
化率の内容と、この内容については、
今具体的に進められておられる施設の増
進等、大体ここに示されたおりの進
捗率を示されておられますか。

○説明員(宮崎政義君) 現在の段階
で、第三次五カ年計画の中にこの長期の
目標を達成し得るように進んでいくか
という御質問じゃないかと思ひ
ますが、現在の状態では、この状態で
進んでおります。

○横川正市君 同じ計画書の十四ペー
ジの第六の「農山漁村電話普及計画」
の一、二、三は、これは、計画とし
てはこれに基づいて進められておる
と思ひますが、その進捗状況と、それ
からこの計画の第一第二等の占める全
体の計画のパーセンテージと、それ
からこの農山漁村電話普及計画の全
体の占める企業の中のパーセンテー
ジは何パーセントに比率が分かれて
おる

か。
○説明員(宮崎政義君) 何％と、この
比率の見方でございますけれども、一
応全体の計画が一千七百七十五億
なんです。農山漁村の普及計画として
は、二百五十五億を計上いたしてお
ります。したがって、一・五％くら
いになります。

○横川正市君 次に、高度成長政策
の中で電話の占める重要さというもの
は、これがきつめて高い地位に私はあ
ると思つておる。その高度成長政策、
国民の所得増進計画にのつて事実
上サービスの改善をする場合に、重点
をずつとそれをおきながら、その計
画に即応していくだろうと思つてお
りますけれども、さういふ場合に、た
えば都市あるいは農山漁村と、さ
ういふように分けて、実際の計画の重
点をおき方というのはどういふおき
方をされておられるのか、それをひと
つ。

○説明員(宮崎政義君) 御説明申し上
げます。
先ほども御指摘がございました電信
電話の長期基本方針といたしまして
は、需要の充足を昭和四十七年度末
、今後約十年で完全充足にしたいとい
う目標でございます。また、その目標
に達するまでは、地域的に均衡のとれ
た計画で充足していくことに考
えております。ただ、年度の進み具合
によりまして多少の変動がございま
すけれども、簡単に過去の経歴からお話
しいたしますと、この第一次五カ年計
画では戦災復興ということに非常に力
を入れましたので、やや農村
に関する電話の充足がおくれており
まして、すでに三十二年度ですか、国会

におきまして、拡充に一そうの努力をすべしという附帯決議をいただいております。数字的に申しまして、充足率としましては、やや第一次五カ年計画は悪かったのですが、期間の充足率としましては、農村地帯には約四一%という充足率でございます。しかしながら、大都市並びに中都市を含みますと、全体の期間の充足率はもつとこれより上がっております。大都市では六八%という状況でございます。その後、第二次五カ年計画では、農村の拡充にもつと努力いたしまして、かなり充足を進めておりますが、三十七年度末の大体の見通しでございますと、現在の期間充足率は、農村地帯では六四%、六四・七%くらいになると思ひます。それから大都市並びに中都市では六七%くらいになります。したがって、やや数字の面ではなおまだおおいわけでございますが、第三次五カ年計画におきましては、大体これを全地域帯の約八七%の農村も都市も八七%の期間充足率で進めていきたいと計画しております。

○横川正市君 この四十七年度末の十年間の完全充足率へ満たしたいという計画は、これは需要に対しての——計画の思想的なものは、要求があればすぐ電話がつくという形の充足率ですか。それとも、地域的な差がある程度ついて、ある程度、何と言いますか、需要が満たされる状態と、こういうふうに考えていいのうか。

○説明員(宮崎政義君) 要求があれば直ちに應ぜられるという段階に持っていきたいと思っております。ただ、地域的な、場所によつては、その形が約三カ月くらいかかることもあり得ると

思ひますけれども、大部分は直ちに四十七年度末にはつけられるように持っていきたいと思っております。

○横川正市君 そうすると、有放の電話と、それから公社の電話の差というのは、これは地域におけるところのいわゆる低廉な設備と、それから高級な、ある程度金のかかった設備というふうな、いわゆる金の問題で差がつくということだけですか。それともそのほかに差がつかますか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。有線放送電話と公社の電話の差がどこにあるか、金の点に差があるのかというお話でございますが、確かにそこも差がある一つの大きな点だと思ひますが、私もこれについて考えております。前にも申し上げたこととありますが、有線放送電話というものは放送を主体にした電話でございますので、一つの線にたくさんの電話機が接続されております。したがって、普通の電話のようにしよつちゅう電話をかけるという場合には、とうていこんなたくさんさんの電話機が接続されたのでは十分な機能を果たすことができないわけでありまして、現在の農村の場合には、必ずしもそういう意味の需要は旺盛でございませぬので、現在の段階では、それが、先ほど来話が

が達せられないのじゃないか、かように考えております。したがって、公社の電話と有線放送の電話の違いというのは、価格の点だけでなしに、やはり疎通能力と申しますか、同時にたくさんの方が電話をおかけになつてもかけられるようになるかなんか、こういうような点についても相当大きな違いがあるのではなからうか。かように思ひます。

のと電話との関係というものが残り、それから電電公社のいわゆる電話設備というものが、ある程度機械の進歩や規格というものが、これができていってどこかで一線を引かされるような、そういう事態というものは出てこないか。いわゆる自然な形で残るという有線放送電話というものを、これは考えられないのですか。今の言われるような方法で、全部、大体規格とか料金とかあるいはサービスとか、こういったものが行き届くことによつて、将来いづれの地域においても、希望すれば電話に加入することができ。しかも、それは現在の有線放送に対して、ある程度料金としても低廉なものである、こういうふうな約束することが、大体その計画としてでございますか。

有線放送電話と公社の電話の差がどこにあるか、金の点に差があるのかというお話でございますが、確かにそこも差がある一つの大きな点だと思ひますが、私もこれについて考えております。前にも申し上げたこととありますが、有線放送電話というものは放送を主体にした電話でございますので、一つの線にたくさんの電話機が接続されております。したがって、普通の電話のようにしよつちゅう電話をかけるという場合には、とうていこんなたくさんさんの電話機が接続されたのでは十分な機能を果たすことができないわけでありまして、現在の農村の場合には、必ずしもそういう意味の需要は旺盛でございませぬので、現在の段階では、それが、先ほど来話が

出しておりますように、公社の電話の補完的な役割を果たせるような状態になつておるわけでございますが、だんだん農村におきまして、電話のそういう呼数——私も、呼ぶ、呼数と言つておりますが、呼数がふえて参りますと、やはり有線放送電話というような形ではなかなか十分に電話の目的

から、だんだんそういうふうになつていくのじゃないか。そこで、先ほど話が出ておりますように、一応四十七年度末には公社電話としての需要を一応完全充足する計画で公社としてはやっておりますけれども、だんだんそういう時期になります。まして、今申し上げたことと関連いたしまして、先ほど来郵政省がお話になつておりますように、自然の形に、公社の電話としては、有線放送電話から公社の電話のほうに移行するようになつていくのではなからうか。もちろんそういう状態におきまして、有線放送そのものの目的というのは、また別なものでございまして、公社の電話のほうに移行されるような状態になりまして、有線放送というものは残るといふことはあり得ると思ひます。けれども、公社の電話が普及し、また電話というものの要望がだんだん熾烈になるにつれて、自然の形において公社の電話に移行してくるのではなからうかと、かように思つております。

○説明員(平山温君) 将来の問題でございます。私どもは、私どもの確かなことは申し上げられないわけですが、一応の見通しでございますが、予想いたしました、今、有線放送電話というものが、非常に低廉で、地域社会における放送もできるし、電話もできる施設として、喜んで利用されておるわけでございます。しかし、先ほど申しましたように、だんだんとこの電話というものの要望が強くなりますと、端的に申せば、有線放送電話という形で電話をする場合におきまして、一本の線で接続される電話機の数があるの形に制限されていかなければ——今たとえば、二十もあるものが十くらいになるといふように、だんだん減つていかなければ、十分な疎通ができなくなるのじゃないか。それから、現在ある話備も、それは公社の電話もそうでございますが、ある一定の年限がくれば、当

が達せられないのじゃないか、かように考えております。したがって、公社の電話と有線放送の電話の違いというのは、価格の点だけでなしに、やはり疎通能力と申しますか、同時にたくさんの方が電話をおかけになつてもかけられるようになるかなんか、こういうような点についても相当大きな違いがあるのではなからうか。かように思ひます。

○横川正市君 そこで、電々公社として、公社の普及率がどこまで高まつていっても、有放の組織というものは、これは残る、こういうふうな考えで、おられるのじゃないかと思ひますが、その点はどうかと思ひます。

○説明員(平山温君) この問題につきましては、まず公社の電話が農村地帯にもどんどん普及しなければ、まず、有線放送電話というものは実問題としてなくならないう、あるいは補完的役割を果たさざるを得ぬだろう、まずそう考えております。それから一方におきまして、有線放送電話で御利用になつておる向きも、これは私どもの私見でございますが、だんだん電話の需要というものが旺盛になれば、やはりあつた形の電話だけでは御満足にならないのじゃないか。やはりもう少し電話をひんばんにかけるようになれば、もう少し公社的な電話というものが要望されるのじゃないか。うか。一方におきまして、先ほど申しましたように、公社の電話が、また農山村向けに低規格化されて普及されていかなければならぬ、農山のほうの電話の需要も有線放送電話でまんだされたい。要するに、だんだん公社的な電話を要望されるようになるだろう。両方

から、だんだんそういうふうになつていくのじゃないか。そこで、先ほど話が出ておりますように、一応四十七年度末には公社電話としての需要を一応完全充足する計画で公社としてはやっておりますけれども、だんだんそういう時期になります。まして、今申し上げたことと関連いたしまして、先ほど来郵政省がお話になつておりますように、自然の形に、公社の電話としては、有線放送電話から公社の電話のほうに移行するようになつていくのではなからうか。もちろんそういう状態におきまして、有線放送そのものの目的というのは、また別なものでございまして、公社の電話のほうに移行されるような状態になりまして、有線放送というものは残るといふことはあり得ると思ひます。けれども、公社の電話が普及し、また電話というものの要望がだんだん熾烈になるにつれて、自然の形において公社の電話に移行してくるのではなからうかと、かように思つております。

然かけかえるという時期がくるわけ
でございます。

そこで、今ある有線放送の必要性は
ずっと残るといたしても、有線放
送電話というものをその要望に合うよ
うにかけかえていくというような時期
を考えますと、その放送の部分を除い
た部分につきましては、いわゆる私ど
もの考えている地域団体加入と同じよ
うに、だんだんとその一本の線につな
がる電話の数が減ってきて、あるいは
規格も若干上げなければならぬとい
うことになりまして、実際問題として、
公社のやっている設備というものと有
線放送電話というものが需要に合うよ
うに考えていく場合には、物そのもの
が大分接近していくんじゃないか。今
は要望が大分違いますが、放送が主
体でございますから、こういった低廉
な設備でできるわけでございます。言
いかえしますれば、電話の要望が少し熾
烈になりますと、有線放送電話とい
う形では、やはりそこにお住まいにな
っている方も満足されなくなるものと私
どもは考えておるわけでございます。

しかし、いかに満足されなくても、公
社の電話が普及されたい限りにおきま
しては、やはりそれを御利用になると
思いますが、そこでいつになつたらど
うかというその時間的な問題ははつき
り申し上げられませんが、将来
の方向としては、だんだん公社も農村
向きの低規格の電話の普及に努めてい
くつもりでございますので、そういう
ものと相対して、しかも、初め有線放
送だったものがだんだん有線放送の電
話になり、今は電話の補充的な役割を
しておるわけでございますが、それが
だんだんまた電話というものが公社の

電話というものをだんだん御利用にな
り、そしてみずからそれが、公社の電
話では果たされない有線放送というも
のに、また有線放送電話が放送のほう
に、もう一ぺん本来の目的のほうに利
用されるというふうになるのじゃない
だろうか。

なぜそういう見通しを持っておるか
と申しますと、電話の需要というもの
が相当熾烈になりますと、やはり設
計というか、設備の設計からいしまし
て、線の種類とか、あるいは一本の線
にぶら下がる電話の数がおのずから制
約されるようになりますと、先ほどの
価格の違いというものは、あまり、相
当接近してなくなると思いますが、設
備的にも、どうしても近似しなければ
目的が達せられないと思いたすので、
そういったことと相対して、公社電話
機を自然に御利用になるようになるん
じゃないだろうか、一応かように思っ
ておる次第でございます。

○横川正市君 これは、国民所得倍増
計画をそのままだが信用した立場
に立って見て、農山漁村における所得
の倍増が、かりに十年後正確に倍に
なったとして、今、平山さんの言うよ
うに、電話に対するいわゆる個人所有
の便利さとか、その他必要要件から、
旺盛になるかという点を経済面から考
えたときに、私は、それは幾つかの
直通線は入っていきましても、依然と
して低廉簡便な放送電話というもの
は、その地域に相当長期にわたって残
るんじゃないか、こういう考え方をす
るわけです。なるほど、技術がだんだ
ん進歩していきまして、現在の放送施
設よりもっと低廉なもので、もっと
便利なもの、たとえば一回線に対して

何周波の通話が入れば、一本通じてお
けば、今ブランチに五つけるとか十つ
けるとかいうことでなく、個々の周波
数の違った形で通話ができる、しかも
これは現在の放送電話より低廉だと、
こういうふうになれば私は可能だと思
いますけれども、一体そこまで、この
低廉な、しかも便利供与というものが
電電公社として計画の上に乗って参り
ますか。私は、ちょっとそれは必ずし
ういじゃないかと思いたすけれども……

○説明員(平山温君) 技術の進歩によ
りまして、今の有線放送電話というも
のが、かりに線は一本であっても、周
波数を違えることによって、同時に独
立して話ができるようなものが低廉に
できる見込みがあるかと、こういう意
味のお話でございますが、これはやは
り技術の進歩のことでございますが、
何とも申し上げられませんが、今
私どもの持っている知識からいしま
すと、そう急激にきような事態が出来
るとは考えておりません。そこで、低
廉だから非常に御利用になつてい
うことはたしかだと思いたすますが、
だ、私がちょっと申し上げたいのは、
低廉であると同時に、やはりその電話
をかけたときにその目的が達成され
るということ初めて役に立っておる
のだと思いたすので、なるほど現在の
有線放送電話は低廉であることは間違
いないのですが、だんだん電話の御要
望が多くなりますと、同時に皆さんが
御通話になるというわけにいかぬも
んですから、そこで、どうしても、何かも
う少し違った形で、同時にもう少し話
ができれば、今横川先生のおっしゃ
るように、搬送で独立して皆がやれ

ば、これが一番いいんですが、かりに技
術的にそういうことが急激にできない
といたしますれば、そこまではない
にしても、端的には、もう少し高くな
ても、もう少し話の目的が達せられ
るようなものというふうにならな
いようなら、月に行くだらうと、こ
ういふに言つて、月に行くだらうと
で議論していることは、ちょっとど
うも、私どもとしては現実にはそぐ
わないので、もっと切実な問題として放送
業者が考えております現実の問題を、公
社としてどうするかを……

期で、しかも見通しとしては、自然発
生的なものが団体として残ると、こ
ういふことならば、それに対する政策
というものを立てなければならぬと、
こういうふうになるわけで、ミサイル
のことを、月に行くだらうと、こ
ういふに言つて、月に行くだらうと
で議論していることは、ちょっとど
うも、私どもとしては現実にはそぐ
わないので、もっと切実な問題として放送
業者が考えております現実の問題を、公
社としてどうするかを……

しかも、もつとはっきりしてもら
たいのは、もし吸収するならば、年次
計画で、十年後は公社の電話が、要求
があれば完全につけられるようになり
ますから、その時期、時点では、農山
漁村の放送電話はそのものが残るわけ
ですから、そうすると、これから何年
の計画だと、こういうふうになつて
ると、私は、ここの議論というの
は、期間は少し長いですが、い
わゆる議論としては期間の暫定的な論
議だと、こういうふうになるのじゃ
ないかと思いたすが、その点をどうい
うふうに公社としては考えられるか、
いわゆる具体性をどこまで持たすこと
ができるか、これをお聞きしたい。

○説明員(平山温君) お答え申し上げ
ます。

今、先生の御質問の中にありました
吸収という問題でございますが、ただ
いまのところ、私どももいたしまし
て、有線放送電話を私どものほうの電
話に吸収するということは実は考
えておりません。そこで、放送業者がど
ういう形で残るだらうという先ほどの問
題に關しましては、電話の面から私先
ほど私見を申し上げたのでございま

す。

す。

す。

す。

す。

が、もう一つ私にはわからない問題がありますのは、いわゆる放送としての電話がどれほど普及いたしたとしても、有線放送としての必要性というものはまた別個のものであるかと思ひますので、こういう意味から、有線放送業者がどうなるかということにつきまして、実は私にはわからないわけでごさいます。その点も一つあらうかと思ひます。

私どももいたしましては、いずれにいたしまして、公社の電話も普及し、ほんとうは、公社の電話がつけ

ば、公社の電話が普及し、つかないで、やむを得ず有線放送電話を御利用になつておる向きもあらうかと思ひますので、私どもとしては、公社の電話を利用されたいという方につ

きましては、なるべくこれが御要望に沿ふように、まず普及に努めるといふことが第一でございますが、しかし、それでもなお、公社の電話が規格が高く、あるいは何と云ふか、経費的に見ましても、今の有線放送電話よりも低廉でないということで、公社の電話が十分でない、むしろ有線放送電話を当分御利用になりたいという向きが出れば、その方はやはり当分の間そういう形で御利用になるのではな

なりまして、そのときにおける有線放送電話と公社の電話の実情というものを検討していただきまして、またどういふふうにしたらいいかということにつきましまして、私どもとしても参考に御意見を申し上げさせていただきます。いまわけでございますが、今の段階におきましては、これはある時期になったら公社の電話に吸収してしまうということも考えておられますし、ただいままで申し上げました以上のごときは、私としても、ちよつとわかりませんので、申し上げられないということでお

許しを願ひたいと思ひます。
○横川正市君 そうすると、これは総裁にお聞きをいたしますけれども、今の段階では、公社としてはある程度農山漁村の対策は立てるけれども、ここに第三次五カ年計画の計画書がありま

す。そういう程度の普及計画しかないで、自然発生的に低廉便利で出たて、できるだけ便宜を供与して、積極的という言葉が通ずるかどうかわかりませんが、これに対して、公社と

らもの考え方ではこれを認めない、いわば親類づき合ひはするといふくらいに考えていいですか。
○説明員(大橋八郎君) ちよつと御趣旨を了解したかたがあるかもしれま

せんので、答弁が間違つておるかもわかりませんが、私どもは、従来の、先ほど申し上げました根本的の四つの法律で示されておる現在の通信政策の根本をこの際変えようとは思つておりません。したがひまして、原則はどこまで

もやはり現在の法律の示す日本国の電話の政策としましては、電電公社並び

に国際電報の独占的といふか、統一的電話網を築くということが今日の私は政策だと考えております。したがひまして、今度の法律の改正も、この政策に支障を来さない範囲内において私は認めておるつもりでございます。したがひまして、根本的政策が改められない限り、現在の方針で私どもは進むつもりであります。

○横川正市君 私は公社法の第一條目的を云々するわけでありませうけれども、サービスを行き届かせたいといふのは、まんべんなくということがやはり前提条件なわけですね。そこで、計画の進捗の中でどうしても何台かの重点をおかなければ、百パーセントを満たすだけのものはないわけですから、十分そのサービスをすることはできない。そこで、一番サービスの行き届か

なかつた農山漁村に自然発生的な要求としてこれは生まれてきた。これは、いわば公社の独占的な性格からすれば、どうも公社としては歓迎すべき状態ではない。行き届かなかつた、自分の力の足りない点は、これはあるけれども、しかし、歓迎すべきことではな

い。さらに第三次五カ年計画の計画を立ててみても、重点のおき方は、ここ

当分農山漁村にはなかなか行き渡つた状態にはならない。そういう立場から、独占的なそういう気持をこれは持つてゐることはかまいませんけれども、実際の行き届かない。いわゆる公社のサービスの行き渡らない農山漁村に

対しては、有線放送業者という、こういう自然な形で生まれたものについて、これをできる限り便宜を与えてやる、こういう建前をとるか、それとも、なるだけこれは制限しておいて、

将来自分のほうから普及していつて、そのときに、今は吸収しないというわけですから、競争したら自然といふものを選ぶだろう、中小企業の製品よりもメーカーの製品を好むだろう、こ

ういう格好で、農山漁村のいわゆる放送業者といふものが自然と電電公社に吸収される、こういう態度をとるか、やはり方針としては、はっきりと二つあるのではないかと思うのです。どちらをとられるかということをお聞きして

いるわけなんです。
○説明員(大橋八郎君) その問題について、この前から郵政大臣からいろいろ御説明がありました。政府委員からも御説明がありましたように、その根本の、何と云ふか、統一的電話網を作るといふ方針は方針として、その行き届かない点を、農山村地方においてそういう地点があるのでありますから、それを補完する意味において、今度の、たとえば何と云ふか、有線放送の設備をつなぎまして、ある程度の同一県内程度まではこれを話せることを認めようということでも生じたのでありまして、今日この程度のことな

ら、私どもも根本的政策に触れるような問題でもなからうじやないかと考えておるのであります。結局、この程度でひとつ御了解願ひます。
○横川正市君 これは私は、ここでの論議はこの程度でやつておいても、自然発生というのはいろいろな形で出てきますから、法律できめておいて、出てきたものを罰則でどうこうするといつてみても、すでに二百萬、これが三百五十萬にも四百萬にもなるだろう、そういう状態の中で、ここで法律できめても、守られないような結果というものが出てくるようなことになりかねないといふことも、これは考慮してやはり論議をしておく必要のある問題だと思ひます。
細部はあとで質問したいと思ひますから、その問題と関連して、もう一つ、現在電電公社が郵政省に業務の委託をいたして電業関係を經營いたしているわけでありませうけれども、まず、根本的な考え方としては、前回の予算委員会でお聞きいたしましたところ、総裁から、これは現制度を当分の間存続したい、こういう趣旨

がありました。ただ私は、総裁の意見がありまして、各通信局あたりの少壮といわれるような人たちに委託業務に対する考え方というものを聞いてみますと、やはり何と云ふか、末端までの単一経営といふか、そういう方向に行くことのはうが、経費の面からも、それから業務の運営の面からもいい、こういうふう

に公社の上層部では考えて、たまたまそれが口の端に上るのだ、こういうことを実は耳にするわけでありませう。そういう点から、まず第一には、現在郵政省と委託業務費を決定する場合に、要素としてはどういふものがあげられて、實際上それが容認をされてゐるのか、これは私は、ざつとばらんに言へば、それだけの金を出すならば、電

電公社でやつたほうがいいのじやないか、それならばこのくらいに負けておこうかという話はあるのじやないかと私は思ひます。そういう点から、経費の面でもどのくらいになるか、しかも、それを個人当たりにしたらどうか、こ

ういった面を経費の面からまずお聞きしたのであります。

それからもう一つは、たとえば特定局長の所有する局舎の借り上げ、その他の問題についていろいろめんどうがある、こういうようなことがいわれておりましたけれども、それは、現在郵政省が局舎借り上げの坪数というものは定員によって割り振っておりますから、電業関係の定員ということになれば、当然それだけの坪数を今度は逆に電電公社が契約を更新をして、スペースを借りれば、当面施設としては私は問題ないのじゃないか。

それから三つ目としては、共通部門でありますけれども、現在共通部門であっても、これは普通局で指定局業務を行なっておりますから、それと同じ方法で、電信電話局が指定された末端の局舎の業務を行なえば、共通部門というものは、これは必要でないわけでありまして、現在、施設関係は、全部これは配属されておりますところから、管内の施設の補修その他行なっているわけでありまして、どう考えても、今郵政省へこれを委託して経営をするという点については、さほど改善するのには支障はないのじゃないか、こういうふうに私は思うのでありますけれども、その点をひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) ただいま経費の点、経済的問題についての御質問であります。それは関係局長から詳細に御答弁さしていただきます。

ただ、前段お話しのごさいます。冒頭にお話しになりました点、ちよつと私の御説明が足りなかつたのでありますが、そういうわけで、現在公社の力が実は及ばないので、はなはださんきになれないわけでありまして、十分私

第十一部 通信委員会議録第二十九号 昭和三十八年六月二十五日【参議院】

どもの力が農山村まで及びかねております現状につきましては、私どももはなはだ申しわけないと思つております。したがういふことで、でき得るだけ早く農山村地方にも公社の電話が行き渡るように、これから努力をしたい。今までも努力をしたつもりでありますけれども、どうも力及ばず、今日までお

それから今お話の中で、現場のほうの話では、直営化したほうが安いんじゃないかというふうな工合に私とつたわけでございますけれども、事實はそうでございます。今ある特定局網というあれだけのものを私どもが直営でやったら、それこそひっくり返つてしまひます。その点は、明らかに、郵政省へ委託してやっていたほうが経費的には有利でございます。また、土地とのつながりという問題で、直営化即土地とのつながりということに相なりませんで、現在のように委託経営を存続して自動化しておるとなつたら別でございますが、現在のところ、郵政省へ委託していくほうが妥当であると思ひます。

○横川正市君 どうも、ちよつと今の説明、私了解できないのですけれども、直営にした場合に、何か今のことで特別に変わるシステムというのがありますか。

○説明員(千代健君) 小局の場合に、これを自動電話に変えました際に、そこで行ないます加入の申し込みと料金の問題とか、電報の受付の問題、こういう問題と私のほうで考えてみますと、たいへんむずかしい問題でございます。特に電報の配達の問題、こういう問題を考えますと、直ちにこれを直営化していくほうがいいというふうな結論には考えておりません。したがういふことで、若干の私見の入ることをお許し願ひまして、おそらくは、全国の全部の電話局が、特定局にある電話交換が自動化した際でも、おそらくは、今申し上げましたような電報の受付とか、あるいは電話の加入申し込み、料金の問題等、それらは、おそらくは郵便局のほうであるいは委託してやっていたことが妥当であらうというふうな結論に達すると思ひます。

○横川正市君 私は、それはちよつと納得できないのです。現在の委託費の中には全部含まれているわけですが、一件当たりどうという格好で、ですから郵政省がたとえそのパートでもって電報配達人を雇つていて、金は、これは何も郵政省が出しているのじゃないか、電電公社が郵政を通じて出している金でパートで雇つている。ただ問題は、共通事務がどうなる

かという点では、私はある程度、これは委託経営でもできるのじゃないかと思ふのです。そういう意味での関係ならば、すなわち、設備とそれから要員のだけは直轄にするということじゃないか、そうむずかしいことじゃないのじゃないか、ことに施設の補修その他は全部やっているわけですから、今あなたのほうで、それから庁舎は、その坪数によって借り上げるといふことも、これは可能なわけですから、そうすると、残るのは、事務上の、何といひますか、取り扱い業務の中の一部というふうになつてくるのじゃないかと思ふのです。そうすることのほうは、通信——電信電話を経営するのに私は、これでいいかと思ふので、これは、ここで私が、ちよつと目の子勘定や現状認識をやつては的確性を欠きますから、次の委員会のときに、なぜ今の方式のほうがいいかというやつを、これはそんなにむずかしい資料は必要じゃありませんけれども、説明していただきたいと思います。そうしない、實際上、これは私は、同じ電通関係の業務をやっている職員立場というものもある程度考えてやらなければいけないと思ふし、それからもつとひどい、たとえば特定局の電業関係の取り扱い者が直轄経営をした場合の定員の算定とも違ふわけですね、たとえば、どここの町の電報電話局が建ちましたということになりますと、建物から、それから厚生施設から、定員から、何もかも全部これは変わつてくるわけでありまして、その違いといふものを私どもは見えておったに、やはりこれは、要員関係では並み大でないものが私はあると思ふ

のですよ。そういう点から、この点をひとつ、なぜ委託することのほうがいいか、あなたのほうで得なのか。その点をひとつ資料を出していただきたいと思います。

○説明員(千代健君) できるだけ十分な資料を持って、次の委員会に……

○横川正市君 あと、細部にわたつて質問を残してありますけれども、時間だそうですから、これで一応本日は中止しておきます。

○委員長(光村善助君) 本法案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、山形県寒河江市寒河江地内に無集配郵便局新設に関する請願(第三〇三六号)

第三〇三六号 昭和三十八年六月十三日受理

山形県寒河江市寒河江地内に無集配郵便局新設に関する請願

請願者 山形県寒河江市長 渡辺彦吉外一名

紹介議員 白井 勇君

寒河江市は、昭和三十六年新道路開設以来、著しい発展をとり、また国道十三号線の沿道も事業所等の建築物が増加してきているので、郵便局の取扱件数も激増しているから、市内寒河江地区に無集配郵便局を新設されたいとの請願。

本市は、昭和二十九年十二月、町村合併(旧寒河江町、高松村、柴橋村、白岩

町、醍醐村、三泉村の二町五個村）によつて発足し新市である。現在、郵便局の三局が設置されているが、これだけでは、まだまだ住民の不利不便は解消されない現況である。